

○マウンテンバイクフィールド助成金交付要綱

(制定 平成30年9月27日 要綱第1号)

(趣旨)

第1条 我が国は国土の2/3が山林というマウンテンバイクに適した環境でありながら、自由に楽しむことのできるフィールド（パンプトラックを含む）が少なく、その普及率は欧米諸国と比べて高いとはいえない水準にある。

そこで、一般社団法人自転車協会（以下「自協会」という。）は多くの人々が身近にマウンテンバイクの楽しさを実感できるフィールドを増やすことで、ユーザーの増加及び自転車文化の振興を図るべく、「マウンテンバイクフィールド助成金（以下「助成金」という。）制度」を設けることとし、この実施に関し、本要綱を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業は、マウンテンバイクで走ることができるフィールド（パンプトラックを含む）の新設、保全、管理、運営であり、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

(1) 次の何れかの形で国または自治体が発関与する事業であり、それを証明できること。

①土地、施設が国または自治体に属するもの。

②地権者の合意形成に係る意見調整や管理、運営に自治体が発関与しているもの。

(2) 誰もが利用できる公開されたフィールドであること。

(3) イベント等の為の一時的なものではなく年間を通して常設されるものであること。

(4) 当会の活動を理解した上で、以下の対応をとることができること。

①当該フィールドのWebサイト、パンフレット、看板等に「supported by SBAA」と明示する。

②自協会が行う広報活動に対し協力する。

(例：広報物の配布、当該フィールドのWebサイトへの自協会のリンクバナーの掲出等)

(5) 事業の継続性が認められること。

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

(1) 政治的、宗教的な活動を主たる目的とするもの。

(2) 暴力団等反社会的勢力の利益となる恐れのあるもの。

- (3) 助成金の交付が法令などに違反する恐れのあるもの。
- (4) 事業遂行が特定の自転車関連企業だけを利することになるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自協会が不相当と認めるもの。

(助成金交付対象者)

第3条 助成金交付の対象となる者は、前条に掲げる助成対象事業を行う団体等であって、助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあるものとする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、単年度限りとし、助成対象年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付対象経費)

第5条 フィールド（パンプトラックを含む）の新設や保全、管理、運営に直接係わる費用（人件費、備品費、消耗品費、レンタル費、造成費、修繕費）とする。

(助成額)

第6条 助成金は自協会の予算の範囲内において交付するものとし、フィールドを新設（助成対象年度の前年度4月1日以降にオープン）する場合は当該総事業費用の1/2または100万円の何れか低い額を上限とし、既存のフィールドに対しては当該総事業費用の1/2または50万円の何れか低い額とする。助成金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等の代表者（以下「申請人」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に挙げる書類を添付して自協会に提出しなければならない。

- (1) 定款、会則又は規約等
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 誓約書（別紙2）
- (4) 国または自治体の関与を証明できる資料
- (5) 前号に掲げるもののほか、自協会が必要と認める資料

(審査)

第8条 助成金の交付の公益性、中立性、透明性を期するため、自協会内のマウンテンバイク市場活性化専門委員会で審査を行い、常任理事会の承認を得る。

(交付の決定)

第9条 自転車協会理事長（以下「理事長」という。）は、マウンテンバイク市場活性化専門委員会及び常任理事会の答申を受け、当該申請が助成金を交付すべきものと認めたときは、その決定の内容及び第9条第2項に規定する条件を助成金交付通知書（様式第2号）により、また交付しないと認めたものについては、助成金不交付通知書（様式第3号）により、申請人にその旨を通知する。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 申請人は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。なお、申請を取下げの場合は、助成金交付申請取下げ書（様式第4号）を自協会に提出しなければならない。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第11条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の第1号、第3号、第4号に該当する事由が生じるときは助成金交付変更承認申請書（様式第5号）を、第2号に該当する事由が生じるときは、助成金交付中止・廃止申請書（様式第6号）をそれぞれ遅滞無く自協会に報告し、承認を得なければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき
- (2) 助成事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするとき。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となる場合。
- (4) その他自協会の助成金の交付決定の判断要素となるべき事項に関する変更を行う場合。

2 前項に規定する申請書には、事業計画書（別紙1）を添えなければならない。

3 第1項第1号の軽微な変更とは、次の各号のものをいう。

- (1) 助成金交付決定額の増額を伴わない予定事業の支出予定金額の変更。
- (2) その他当会が軽微な変更と認めるもの。

(助成事業の変更承認等)

第12条 自協会は、前条第1項の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要事項に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が法令などに違反しないかどうか、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成事業の変更が適当であると認める場合は助成金交付変更承認決定通知書(様式第7号)により、助成事業の中止又は廃止が適当であると認める場合は助成金交付中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により当該助成事業者へ通知するものとする。

2 自協会は、前項の調査の結果、助成事業の変更が不相当であると認めたときは、その旨を、助成金交付変更不承認決定通知書(様式第9号)により、当該助成事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成期間終了日から起算して60日以内に助成金交付願(様式第10号)、助成事業実績報告書(様式第11号)、監査を経た決算報告書(別紙3)及び領収書等証拠書類を自協会に提出しなければならない。

なお、助成金申請額は「助成金交付通知書」(様式第2号)で通知された助成金交付決定上限額を上限とすること。

2 自協会は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(交付額の確定)

第14条 自協会は、前条第1項の報告について、その内容を精査し、適当と認めたときは、助成金の交付額を確定し、助成金交付額確定通知書(様式第12号)により、助成事業者へ通知するものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、第14条の規定による通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(交付の請求)

第16条 助成事業者は、第14条の規定による通知を受けた場合、速やかに助成金交付請求書(様式第13号)を自協会に提出するものとする。

なお、助成事業の実績により交付すべき額が、第6条で決定した額を下回る場合は、助成金の額は交付すべき額以内の額とする。

(助成金の交付)

第17条 助成金の交付は、前条の規定による請求に基づき、助成事業者名義の口座に直接振り込むことにより、これを行うものとする。

(助成金交付決定の取消)

第18条 自協会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく自協会の決定に反したとき。
- (2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正な方法により助成金の交付を受けたとき又は不適切な会計処理を行ったとき。
- (4) 相当の期間にわたり助成事業が停止しているとき。
- (5) 自協会が不適当と認める事由が生じた場合
- (6) 政治的行為又は法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

2 前項は、助成金の交付があつた後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第19条 助成事業者は、前条により助成金の交付決定を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、自協会の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

2 自協会は、前項の助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 助成事業者は、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械及び器具でその価格が10万円以上のものについて、取得又は効用の増加した日から1年以内に処分しようとするときは、あらかじめ、助成事業財産処分申請書（様式第14号）及び助成事業財産処分概要（別紙4）を提出し、自協会の承認を受けなければならない。

(助成対象財産の処分)

第21条 自協会は、前条の申請があつたときは必要な調査を行い、申請内容が適当であると認める場合は助成事業財産処分承認決定通知書（様式第15号）により当該助成事業者に通知するものとする。

2 自協会は、前項の調査の結果、申請内容が不適當であると認めるときは、その旨を助成事業財産処分不承認決定通知書（様式第16号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、前項の承認を受け、財産処分を完了したときは、その日から30日を経過した日までに、助成事業財産処分完了報告書（様式第17号）と証拠書類を自協会に提出しなければならない。

（事故、紛争等の対応）

第24条 助成対象事業に関して事故、紛争などが生じたときは、助成事業者において、解決に必要な措置をできる限り速やかに講じ、自協会は一切関与しない。

（補足）

第23条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、自協会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年9月27日から施行する。